

社会福祉法人幸恵会

役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人幸恵会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人幸恵会定款第8条に定めるとおり無報酬とする。

(費用の弁償)

第3条 役員及び評議員が監事監査や理事会、評議員会に出席した場合の費用弁償の額は、日額5,000円とする。ただし、法人の職員を兼ね給与規程の定めにより給与が支給される役員には支給しない。

2 役員及び評議員が法人の業務のために出張したときは、その費用を弁償する。

3 出張に係る費用弁償額は、次のとおりとする。

日 額	1日	5,000円
宿泊費	1泊	12,000円
交通費		実費額

(公 表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年6月22日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成30年6月22日から改正し、適用する。